

毎週火、金曜日発行（但休日にかゝるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地改良区役員の退任及び就任
土地改良事業計画の縦覧
米飯提供業者の登録
- ◇選管告示 政党、協会その他の団体の解散の際の収支報告書要旨
- ◇教委告示 保護文化財等の指定

告示

鳥取県告示第七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により土地改良区から次のように役員が退任および就任した旨届出があつた。

昭和三十二年二月二十二日

鳥取県知事 遠藤 茂

退任した役員の名および住所

由良町桜池土地改良区

理事	河本 辰之	東伯郡由良町大字大谷
"	山脇 米藏	"
"	池口 富美	"
"	杉川 斉治	"
"	塚本 角平	"
"	福山 実次	"
"	森本 作市	"
"	中西 関藏	"
監事	河本 善平	"
"	塚本 富秋	"

就任した役員の名および住所

由良町桜池土地改良区

理事	河本 辰之	東伯郡由良町大字大谷
"	山脇 米藏	"
"	池口 富美	"
"	杉川 斉治	"

" 塚本 角平
 " 福山 実次
 " 森本 作市
 " 中西 関蔵
 監事 河本 善平
 塚本 富秋

鳥取県告示第七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、米川土地改良区から新たに行おうとする土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十三年二月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写

二 縦覧の期間

昭和三十三年二月二十三日から同年三月十四日まで

三 縦覧の場所

米子市役所

四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第七十七号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四の規定にもとづき昭和 年 月 日次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十三年二月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条の規定により、次の団体から解散の届出があつたが、その際における寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

登録番号	第七四二号	第七四三号	第七四四号	第七四五号
氏名	山根 英夫	山崎那珂雄	富田 務	宇田 要枝
営業所所在地	西伯郡大山町大山 中ノ原一四四番地	米子市西倉吉町一	米子市中町十五	米子市角盤町 三丁目十番地
業務内容	飲食店	一般食堂	一般食堂	一般食堂

昭和三十三年二月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井 正雄

一 種類 政治資金規正法第十七条の規定による報告書
 二 期間 昭和三十三年一月一日から
 昭和三十三年一月三十一日まで
 三 報告書の要旨

鳥取県海外残留同胞引揚促進同盟	政党、協会その他の団体名	寄附収入又は寄附の総額	一件千円以上の寄附	一件五百円以上の寄附	支出の総額	一件千円以上の支出	一件五百円以上の支出	報告書受理年月日
	1円	1	1円	1	1円	1	1円	昭和三十三年一月三十一日

- 四 主たる寄附者及び支出
 - (一) 寄附者 該当なし
 - (二) 支出 該当なし

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第七号

鳥取県文化財保護条例（昭和二十七年四月鳥取県条例第十三号）第六条並びに第十七条の規定により、昭和三十三年二月六日鳥取県保護文化財及び鳥取県指定天然記念物並びに鳥取県選定無形文化財に次のとおり、指定又は選定した。

昭和三十三年二月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 米 原 穰

一 保護文化財

種別	名称	員数	寸法、重量、材質その他の特徴	所在の場所	所有者	指定基準
鳥取県保護文化財 彫刻	木造日光菩薩立像 月光菩薩立像	二軀	寸法 三尺一寸 材質 檜材	倉吉市八屋極楽寺	極楽寺代表者 前田 洞禪	絵画、彫刻の部 二
工芸品	鉄茶釜	一〇	寸法 高さ四寸七分 口徑五寸四分 胴廻り二尺七寸六分 一貫六百四十匁 材質 鉄材	西伯郡澁江町大字中間	林原 準	工芸の部 二
工芸品及考古資料	木造麒麟獅子頭	一箇	寸法 面長一尺七寸五分 面巾一尺一寸二分 材質 杉材	岩美郡国府町大字岡益稻荷神社	稻荷神社代表者 福田 正明	絵画、彫刻の部、三の考古民俗の部 六

二 天然記念物

種別	名称	員数	寸法、重量、材質その他の特徴	所在の場所	所有者	指定基準
考古資料	銅鑄口	一口	寸法 面徑六寸九分三厘 総厚一寸六分五厘 材質 青銅 因州法美郡広西郷五日町屋地福寺 干時明德二酉六月廿四日	岩美郡国府町大字清水清泉寺	清泉寺代表者 福田 蓬州	考古民俗の部 六
民俗資料	長谷寺の絵馬群	八枚	一 黒馬 元文五年銘 二 鬼征伐の図 延宝四年銘 三 馬と人物 慶長二十年銘 四 熊谷直実と敦盛 寛文五年銘 五 富士の巻狩の図 元禄十四年銘 六 橋上の合戦の図 貞享五年銘 七 酒呑童子征伐の図 延宝七年銘 八 歌舞伎の図	倉吉市仲之町	長谷寺代表者 奥野 覚応	考古民俗の部 六

三 無形文化財

種別	名称	員数	所在の場所	所有者	寸法	指定基準
鳥取県指定天然記念物	落河内の大キリシマ	一株	八頭郡河原町大字北村字桜谷六〇四	中原 喜愛	叢生枝よりなる一本 樹高(平均)二、二、一米 枝張(東西)五、七、七米	天然記念物の部(一) 二植物(一)

昭和四年四月十五日第三種郵便物誌

発行日 火、金

発

鳥取県鳥取市東町

鳥取県印刷所

種別	名称	特徴	所在地	所属および保持者
無形文化財	城山神社祭礼行事	<p>由来 慶長年間起源、藩の免許を受く、文化四年復興、藩の免許を受く、文政四年副取締、若連中、中老、宮議、総取締、副取締、若連中、中老、宮議、初寄合、総集合、神事場改め、宮掃、除宵祭り、祭礼、若連中の組織により、古式に則つて祭礼行事を厳格に執行する</p>	気高郡鹿野町大字鹿野	<p>城山神社 鹿野町、紺屋町、大工町、山根町、殿治町、上下町の各、若連中</p>